

基監発第0401005号

平成21年4月1日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

平成21年度労働時間等相談センター事業の実施に当たって
留意すべき事項について

労働時間等相談センター事業の委託については、平成21年4月1日付け基
発第0401020号「平成21年度労働時間等相談センター事業について」
をもって示されたところであるが、その実施に当たっては、下記の事項に留意
されたい。

記

1 労働時間等相談センターとの連携について

都道府県労働局（以下「局」という。）及び労働基準監督署においては、必
要に応じて、労働時間等相談センター（以下「相談センター」という。）と連
携を図ること。

2 周知広報活動について

局においては、本事業の受託団体から相談センターの周知を図るためのポ
スター及びリーフレット等が送付された場合には、広報活動に協力すること。